福岡県建設技術情報センターの指定管理者の募集に関する要領

１　指定管理者の募集

福岡県では、公の施設である福岡県建設技術情報センター（以下「センター」という。）の管理をお願いする指定管理者を募集します。

指定管理者を希望する団体は、この「募集要領」を熟読のうえ、申請書に必要書類を添えて、県へ応募してください。

なお、指定管理者制度については、この要領に定めるもののほか、次の規程を参照してください。

（１）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

（２）個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

（３）福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和３９年福岡県条例第５号）

（４）福岡県建設技術情報センター条例（平成７年福岡県条例第２９号）

（５）福岡県建設技術情報センター条例施行規則（平成７年福岡県規則第５０号）

２　施設の概要

（１）名称

福岡県建設技術情報センター

（２）所在地

福岡県糟屋郡篠栗町田中三丁目10番20号

（３）施設の設置目的

建設資材の試験及び研究並びに建設技術の開発及び普及を行い、もって良質な社会資本の維持及び充実に寄与するため。

（福岡県建設技術情報センター条例第１条）

（４）活用目標

　　　・公共工事の品質確保のための適正な試験の実施　　年間　３１,０００件

（５）土地建物

ア　土地

敷地面積：１０，６９３㎡

イ　建物

（ア）管理研修棟（鉄骨鉄筋コンクリート造、地上３階建、延床面積２，１４９㎡）

（イ）試験研究棟（鉄筋コンクリート造、地上２階建、延床面積１，４２２㎡）

（６）概要

別添「施設の概要」参照

３　指定管理者が行う業務

指定管理者は、以下の業務を行うこととします。詳細は別添の「福岡県建設技術情報センターの現行の管理状況」を参照してください。

（１）センターの利用の許可に関する業務

（２）センターの使用料の徴収に関する業務

（３）建設資材に関する各種の試験の実施及び当該試験の手数料の徴収に関する業務

（４）センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

（５）その他センターの管理運営に関する業務

※業務の再委託

業務の一部を第三者に委託する場合は、具体的な業務内容等について事業計画書に記載してください。その場合、県内の経済活性化及び企業育成のため県内の中小企業を優先して活用してください。

４　管理に関する基準

（１）利用の平等

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民がセンターを利用することを拒んではいけません。また、不当な差別的取扱いをしてはいけません。

なお、指定管理者及びセンターに従事している者は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成２８年１月福岡県訓令第１号）を踏まえ、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を誠実に行い、その社会的障壁の除去に可能な限り努めることとします。

（２）秘密保持義務

指定管理者及びセンターに従事している者は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはいけません。指定管理者の指定期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従業者の職務を退いた後においても同様です。

（３）休館日

現行は次のとおりですが、指定管理者は知事の承認を得て休館日を変更することができます。利用者サービスの向上を図る観点から、執行体制（人員の確保）や管理委託料、利用料金収入等について総合的に考慮して事業計画書で提案してください。

現行：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）

（４）利用時間

休館日と同様の観点から事業計画書で提案してください。

現行：午前９時から午後５時まで

５　指定期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間とします。

ただし、この指定期間は、議会の議決により確定します。

また、指定期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

６　応募（申請）資格

指定管理者に応募しようとする者は、次に掲げる（１）及び（２）の要件（グループで参加する場合は（１）から（３）までの要件）を全て満たしていることとします。

（１）福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

（２）次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合があります。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者。

イ　地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者。

ウ　福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者。

エ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）、破産法（平成１６年法律第７５号）又は会社法（平成１７年法律第８６号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者。

オ　県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

カ　役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しないもの。

キ　役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員であるもの。

ク　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの。

（３）グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

７　選定方法

（１）選定基準

概ね次のような基準で選定を行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大項目 | 中項目 | 小項目 |
| 公共性（公益性）の確保 | 管理運営方針等 | 県の方針の反映、組織体制 |
| 施設事業との関連、関係団体との連携 |
| 平等利用、利用者の視点 | 平等利用の確保の仕組み、考え方 |
| 施設利用及びサービスの向上 | 利用の促進 | 事業の展開 |
| 広報・ＰＲ対策 |
| サービス・利便性の維持向上 | サービス向上策の提案 |
| 教育・研修システム |
| 相談や苦情への対応 |
| 安全対策、危機管理 |
| 経営（収支）改善 | 収支の改善経営の効率化 | 収入の確保 |
| 総人件費 |
| 今後の収支改善計画 |
| 経営の効率化 |
| 職員確保方策及び健全な財政基盤 | 職員の確保方策 | 労務管理、職員確保、人員配置計画 |
| 業務引継時の雇用対策 |
| 健全な財政基盤 | 経営等の状況 |
| 資産等の状況 |
| 施設管理上の個別事項 | その他の特記事項 | 個人情報の保護、情報公開 |
| 入札参加制限等 |
| 業務実績等（類似施設の管理実績等） |

※大項目ごとに得点が６割に満たないものがある場合は選定対象としない。

（２）選定方法等

応募のあった事業計画書等の提案書類について、ヒアリング等を実施したうえで評価し、福岡県指定管理者選定委員会の意見を聴いて、指定管理者の候補者を選定します。

なお、応募団体名及び選定結果の概要については、公表します。

８　指定管理者の指定及び協定等の締結

（１）指定議決

指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ議会の議決を要します。

その内容は、①施設の名称、②指定管理者の住所・氏名、③指定期間です。

（２）協定等の締結

議会の議決を経て、指定を通知した後に、県と協定等を締結していただきます。

協定は、指定期間中の基本協定と、毎年度の管理経費等を定める年度協定の２本立てとなります。

・事業計画に関する事項

・再委託に関する制限

・責任分担

・業務報告（定期報告）

・事業報告

・損害賠償

・秘密の保持

・その他必要な事項

９　委託料等

（１）管理経費

県が支払う管理委託料については、５か年総額が下表の額の５か年分以内となるよう、収支計画書を作成してください。

|  |
| --- |
| （単位：千円） |
|  | 単年度経費 |
| 管理経費 | 人件費 | １１２，５９８ |
| 物件費 | ５６，８９５ |
| 小計　Ａ | １６９，４９３ |
| 利用料金（収入）　Ｂ | － |
| 県が支払う管理委託料　（Ａ－Ｂ） | １６９，４９３ |

（２）支払方法

県が指定管理者に委託料として支払います。

金額は、指定議決後、予算の範囲内で協議し、協定等を締結した後に、四半期ごとに支払います。

県が管理委託料上限額を算定する際に用いた人件費単価及び下記価格指数について、公募時点から上昇または下落した年度においては、管理経費を見直したうえで翌年度の協定に反映します。

|  |  |
| --- | --- |
| 物品 | 企業物価指数（日本銀行調査統計局） |
| サービス | 企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局） |

なお、12 月までの指数の平均が、協定で算定した指数よりも上昇した場合には、その上昇分に係る管理委託料を別途算定します。

（３）委託料の精算

経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については原則として精算による返還を求めません。

また、指定管理者の運営に起因する不足が生じた場合は、原則として補填は行いません。

ただし、経済情勢の激変その他予期することができない特別な事情によりその額が著しく不適当となった場合は、協議の上変更することができることとします。

10　ネーミングライツ（命名権）

福岡県では、県有財産を活用した新たな収入確保のため、県有施設へのネーミングライツ（命名権）の導入を検討しており、今回募集する施設についても、指定期間内に導入する可能性があります。

これによりネーミングライツが付与された者（命名権者）が現れ、指定管理者が行う業務に影響を及ぼすおそれがあることから、指定管理者は、必要に応じて開催される関係者会議での協議にご協力ください。

11　指定管理者と県の責任分担等

福岡県と指定管理者との責任分担は概ね次のとおりとし、詳細は協定等で定めます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 福岡県 | 指定管理者 |
| 物価の変動（人件費、物件費等）に伴うコスト増 | 〇 |  |
| 金利・為替の変動に伴うコスト増 |  | ○ |
| 施設の保守点検・維持管理（軽微な修繕を含む） |  | ○ |
| 施設設備の大規模修繕 | ○ |  |
| 事故・火災による施設の損傷・施設利用者の被災による責任 | 協議事項 |
| 建物共済加入（火災、自然災害等による損害） | ○ |  |
| 施設賠償責任保険加入 |  | ○ |
| 包括的な管理責任 | ○ |  |

※ただし、表に定める事項に疑義を生じた場合又は表に定めのない事項については、福岡県と指定管理者の協議の上、責任の分担を決定するものとする。

12　事業報告書の提出

毎事業年度終了後、指定管理者はセンターの管理の業務に関する事業報告書を提出しなければなりません。

事業報告書に記載する主な事項は、次のとおりで協定等に定めます。

ア　管理業務の実施状況

イ　施設設備の利用状況及び施設設備使用料の収入実績

ウ　材料試験の利用状況及び材料試験手数料の収入実績

エ　管理業務に係る経費の収支状況

オ　その他必要な事項

13　調査、指示、監査等

（１）調査、指示等

福岡県は、指定管理者によるセンターの管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができます。

（２）監査

福岡県の監査委員等が福岡県の事務の監査のため必要があると認めるときは、指定管理者に対して、出頭を求め、調査を行い、又は帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

14　指定の取消し等

指定管理者が必要な指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定管理者の指定の取消しにより、福岡県に損害が生じたときは、福岡県は、その損害の賠償を請求することができるものとします。

15　応募（申請）書類

次の書類について、「ふくおか電子申請サービス」を利用し、データでの提出をお願いします。PDF 化が難しい等の理由により、データによる提出が難しい場合、事前にご相談ください。

ふくおか電子申請サービス

URL

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=B01201&shinseiEdaban=01>。

上記サービスにて応募（申請）する際に提出先を選択する必要があります。当施設の申請書類の提出先は「指導係（県土整備企画課）」ですので、「指導係（県土整備企画課）」を選択の上ご応募ください。

①　指定管理者指定申請書

②　事業計画書

③　収支計画書

④　応募資格の要件を満たさない者に該当しない誓約書

⑤　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類）

⑥　登記事項証明書（法人でない場合は設立からの経緯書）

⑦　役員の名簿及び履歴を記した書類

⑧　過去３年間の事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

⑨　法人等の事業計画書及び収支予算書（申請書提出日の属する年度）

⑩　県税、消費税及び地方消費税の納税証明書

⑪　類似・関連施設の事業を行っている場合は、その運営実績を記した書類

⑫　暴力団排除に係る県警への照会書（電子データも併せて提出）

⑬　指定管理業務従事職員の社会保険等加入状況報告（誓約）書

⑭　共同企業体協定書兼委任状

※①、④、⑬、⑭の書類への押印は不要です。

※⑭は共同事業体を結成し、応募する場合のみ必要です。

※必要に応じて追加書類を求めることがあります。

16　申請期間（書類の受付期間）

令和７年７月２５日（金）から令和７年９月２４日（水）までの午前９時００分から午後５時４５分まで

なお、本件の応募に関する一切の費用については、申請者の負担となります。

17　現地説明会

開催日時：令和７年８月２０日（水）

午後１時３０分～午後３時３０分（受付：午後１時～）

場所：福岡県建設技術情報センター

福岡県糟屋郡篠栗町田中三丁目10番20号

ＴＥＬ：０９２－９４７－２５９１

申込方法：法人名（法人でない者は代表者名）及び参加希望者名（各団体３名まで）を明記のうえ、郵送、ＦＡＸ又は電子メールのいずれかにより、８月１８日（月）までに「19 申請書類の提出先及び問い合わせ先」までお申し込みください。

なお、応募（申請）を行う場合は、必ずこの説明会に出席してください。

18　応募（申請）に関する質問

受付期間：令和７年８月４日（月）から令和７年８月２９日（金）まで

受付方法：質問票（様式自由）に記入のうえ、ＦＡＸ又は電子メールで提出してください。

ＦＡＸ：０９２－６４３－３６４６

E-mail：dokikaku@pref.fukuoka.lg.jp

回答方法：質問者にはＦＡＸ又は電子メールにて回答するとともに、回答については、随時福岡県庁ホームページにおいて公表します。

19　申請書類の提出先及び問い合わせ先

〒８１２－８５７７　福岡市博多区東公園７番７号

福岡県 県土整備部 県土整備企画課 指導係（行政棟南棟６階）

ＴＥＬ：０９２－６４３－３６４５

ＦＡＸ：０９２－６４３－３６４６

E-mail：dokikaku@pref.fukuoka.lg.jp

20　今後のスケジュール

概ね次のようなスケジュールで手続きを進めます。

令和７年　８月２０日　　現地説明会

令和７年　９月２４日　　申請書類受付締切

令和７年　９月　下旬～　書類審査、ヒアリング

令和７年１０月　下旬　　指定管理者選定委員会

令和７年１１月　下旬　　指定管理者の候補者内定

令和７年１２月　下旬　　指定議決

令和８年　１月　　　　　指定管理者の指定の告示

令和８年　３月　　　　　県と指定管理者との間で協定締結

令和８年　４月　　　　　指定管理者による管理開始